

7月21日(日)は、

参議院議員通常選挙

です。

みんなそろって投票しましょう。

▶今回投票できる人

年齢要件：平成13年7月22日以前に生まれた人

住所要件：平成31年4月3日以前に住民票が作成された人または転入届をした人で、引き続き住民基本台帳に記録され、かつ居住している人。

※なお、大和郡山市に連続して3カ月以上居住している人で、平成31年3月3日以降に転出した人も選挙人名簿に登録されます。



【市内転居された人へ】

令和元年6月21日以降に市内転居された人は、旧住所の投票所で投票していただくこととなりますので、ご注意ください。

【当市に転入された人へ】

平成31年4月4日以降に当市に転入届を出された人は、前住所地の選挙人名簿に登録されていれば、前住所地での投票になります。詳しくは前住所地の選挙管理委員会事務局におたずねください。

▶不在者投票

病院や老人ホームに入院・入所や他市町村に滞在中など、一定の事由により選挙期日に投票所へ行けない人は、選挙期日前に滞在地の選挙管理委員会、入院・入所中の病院や老人ホーム(指定病院等に限る)などで事前に投票することができます。

また、投票日当日までに18歳になる人が、期日前投票を行おうとする日にまだ17歳であるときは、期日前投票ではなく不在者投票になります。

▶郵便等による不在者投票

身体に重度の障害のある人など(法律の定めに該当する人)は郵便で投票できます。選挙期日の4日前までに「郵便等投票証明書」を提示して所定の請求書により投票用紙等の請求を行います。

この制度を利用される場合は、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けておく必要がありますので、交付手続きなど詳細についてお早めに市選挙管理委員会へお問い合わせください。

▶代理投票

体が不自由など、自分で字が書けない人のために「代理投票」という制度があります。これは、投票所で投票管理者に申し出れば、法律で定められた者(投票所の係員)が代筆するというものです。「誰に投票したか」を他言することは法律で禁止されていますので、安心してお申し出ください。

▶点字投票

目の不自由な人で、点字で投票される場合は、投票所で投票管理者にお申し出ください。

▶開票

参議院議員通常選挙の開票は、7月21日21時から大和郡山市立体育館(三の丸会館)で行います。

◆選挙公報

参議院議員通常選挙の公報(選挙区・比例代表の2種類)を選挙期日の2日前までに配布します。また、各公民館等にも備え置きます。

◆投票所入場整理券

投票所入場整理券は、世帯単位で封書にて郵送します。投票所へは投票所入場整理券を必ずお持ちください。万一、投票所入場整理券を紛失された場合や未着の場合でも当該選挙人名簿に登録され資格を有すれば投票できますので、その旨を投票所でお申し出ください。

一方、投票所入場整理券が届いても、当日資格のない人や本人以外の人は投票できません。

問合せ＝市選挙管理委員会
(内線461・462)